

企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令
 制定：令和 2年 4月17日内閣府令第37号

企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令
 令和 2年 4月17日内閣府令第37号

金融商品取引法（昭和三十二年法律第二十五号）の規定に基づき、企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年四月十七日 内閣総理大臣 安倍 晋三

企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令
（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第一条 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
附 則	附 則
[1～3 略]	[1～3 同上]
4 令和二年四月二十日から同年九月二十九日までの期間に提出期限が到来する有価証券報告書、外国会社報告書、四半期報告書、半期報告書及び親会社等状況報告書については、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の影響により、法第二十四条第一項本文、第二十四条の四の七第一項及び第二十四条の五第一項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定するやむを得ない理由によりこれらの規定に定める期間内に提出できないと認められる場合並びに令第三条の四ただし書、第四条の二の二ただし書及び第四条の五ただし書に規定するその他やむを得ない理由によりこれらの規定に定める期間内に提出できないと認められる場合に該当すると認められるため、第十五条の二、第十五条の二の二、第十七条の四、第十七条の十五の二及び第十九	[項を加える。]

<p>条の六の規定にかかわらず、同年九月三十日までの期間、法第二十四条第一項本文、第二十四条の四の七第一項及び第二十四条の五第一項並びに令第三条の四ただし書、第四条の二の二ただし書及び第四条の五ただし書に規定する承認があつたものとみなす。</p>	
備考 表中の [] の記載は注記である。	

(外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正)

第二条 外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
附 則	附 則
[1・2 略]	[1・2 同上]
<p>3 令和二年四月二十日から同年九月二十九日までの期間に提出期限が到来する有価証券報告書、外国者報告書及び半期報告書については、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の影響により、法第二十四条の五第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定するやむを得ない理由により同項に規定する期間内に提出できないと認められる場合並びに令第三条の四ただし書及び第四条の二の二ただし書に規定するその他やむを得ない理由によりこれらの規定に定める期間内に提出できないと認められる場合に該当すると認められるため、第十三条及び第十四条の四の規定にかかわらず、同年九月三十日までの期間、法第二十四条の五第一項並びに令第三条の四ただし書及び第四条の二の二ただし書に規定する承認があつたものとみなす。</p>	[項を加える。]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

(特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正)

第三条 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
附 則	附 則
[1～3 略]	[1～3 同上]
4 令和二年四月二十日から同年九月二十九日までの期間に提出期限が到来する有価証券報告書、外国会社報告書及び半期報告書については、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の影響により、法第二十四条第五項において準用する同条第一項本文及び法第二十四条の五第三項において準用する同条第一項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定するやむを得ない理由によりこれらの規定に定める期間内に提出できないと認められる場合並びに令第三条の四ただし書及び第四条の二の二ただし書に規定するその他やむを得ない理由によりこれらの規定に定める期間内に提出できないと認められる場合に該当すると認められるため、第二十四条、第二十四条の二及び第二十七条の四の規定にかかわらず、同年九月三十日までの期間、法第二十四条第五項において準用する同条第一項本文及び法第二十四条の五第三項において準用する同条第一項並びに令第三条の四ただし書及び第四条の二の二ただし書に規定する承認があったものとみなす。	[項を加える。]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

附 則

この府令は、公布の日から施行する。
